

様式第4号(第10条関係)

修学資金等返還免除申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 (電話)

申請者 住所

氏名 (印)

貸与を受けた者との続柄

修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者の住所		
貸与を受けた者の氏名		
貸与を受けた修学資金等の総額	金	円
返還未済の返還債務の額	金	円
免除を受けようとする額	金	円
業務に従事した医療機関等 又は専門研修その他の研修を 受けた県内の公的医療機関等 の名称及びその期間	名 称	期 間
医 籍 登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	第 号	年 月 日登録
休 職 の 有 無 及 び 其 の 期 間		
死 亡 又 は 退 職 の 理 由 及 び 其 の 年 月 日	年 月 日 (死亡・退職)	

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 該当しない事項の欄には、「該当なし」と記入すること。

添付書類

- 1 業務に従事した医療機関等又は専門研修その他の研修を受けた県内の公的医療機関等の名称及びその期間を証明する書面
- 2 休職及びその期間を証明する書面
- 3 死亡又は退職の理由及びその年月日を証明する書面

様式第5号(第12条関係)

氏名(住所)変更届

年 月 日

佐賀県知事 様

本人氏名 ㊟

次のとおり氏名(住所)を変更しました。

氏 名	本 人	新	㊟
		旧	
	連 帯 保 証 人	新	㊟
		旧	
住 所	本 人	新	〒 電話
		旧	
	連 帯 保 証 人	新	
		旧	〒 電話
変 更 理 由			
変 更 年 月 日			
修学資金等貸与時の大学、大学院 又は専門研修先の病院の名称			
修学資金等貸与期間			

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号（第12条関係）

休学（復学又は停学）届

年 月 日

佐賀県知事 様

大学（大学院）名

（学部学科（研究科）名

学年)

氏 名

㊟

次のとおり休学し（復学し、又は停学処分を受け）ました。

休学（停学）期間	年 月 日から	年 月 日まで
復学年月日	年 月 日	
理 由		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 在学する大学の学長若しくは学部長の証明書又は在学する大学院の学長若しくは研究科長の証明書（復学届に限る。）

様式第7号（第12条関係）

卒業（修了又は退学）届

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 (電話)

住 所

氏 名 ㊟

次のとおり卒業（修了又は退学）しました。

卒業（修了又は退学）年月日	年 月 日
退学の理由	
大学（大学院）名	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 卒業した大学の学長若しくは学部長の証明書又は修了した大学院の学長若しくは研究科長の証明書

様式第8号(第12条関係)

専門研修中止等届

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 (電話)
住 所

氏 名 ⑩

年 月 日付けで次のとおり専門研修を
〔中止〕
〔休止〕
〔再開〕
〔変更〕
しました。

専門研修先	所在地	〒
	名称	
変更前の 専門研修先	所在地	〒
	名称	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 専門研修先の医療機関の開設者又は管理者の証明書(再開又は変更の場合に限る。)

様式第10号（第12条関係）

故 障 届

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 (電話)

届出者 住 所

氏 名 ⑩

貸与を受けた者との続柄

次のとおり大学若しくは大学院における修学又は専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じました。

貸 与 を 受 け た 者 の 氏 名	
修 学 先 又 は 専 門 研 修 先	
心 身 の 故 障 の 内 容	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第11号(第12条関係)

免 許 取 得 届

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 (電話)

住 所

氏 名 ㊟

次のとおり医師免許を取得しました。

医 籍 登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
修 学 資 金 貸 与 時 の 大 学 名	
修 学 資 金 貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 医師免許証の写し

様式第12号(第12条関係)

業 務 従 事 等 届

〒 (電話)

住 所

氏 名 ⑩

年 月 日付けで次のとおり、業務 に 従 事 し
先 を 変 更 し
を 離 れ ました。

業 務 先	所 在 地	〒
	名 称	
変 更 前 の 業 務 先	所 在 地	〒
	名 称	

- 注 1 業務に従事し、又は業務を離れたときは業務従事証明書(別紙1)を、業務先を変更したときは業務従事証明書及び業務従事期間証明書(別紙2)を添付すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別紙1

業 務 従 事 証 明 書

住 所

氏 名

上記の者は、 年 月 日から当院(所)に、医師(診療科名 (病院に勤務
している場合に限る。))として勤務していることを証明します。

年 月 日

〒 電話

病院(診療所)所在地

病院(診療所)名

病院(診療所)の開設者名又は管理者名

印

佐賀県知事 様

別紙2

業 務 従 事 期 間 証 明 書

住 所

氏 名

上記の者は、 年 月 日から 年 月 日まで当院(所)に、医師(診療科名 (病院に勤務している場合に限る。))として勤務していたことを証明します。

年 月 日

〒 電話

病院(診療所)所在地

病院(診療所)名

病院(診療所)の開設者名又は管理者名

印

佐賀県知事 様

様式第13号(第12条関係)

連帯保証人変更届

年 月 日

佐賀県知事 様

借受人の氏名 ㊟

新連帯保証人の氏名 ㊟

次のとおり連帯保証人を変更しました。

なお、連帯保証人として返還の債務を本人と連帯して負担します。

新連帯保証人	住 所	〒 電話				
	氏 名					
	年 齢	満 歳	職業		続柄	
	住 所	〒 電話				
	氏 名					
	年 齢	満 歳	職業		続柄	
旧連帯保証人	住 所					
	氏 名					
	住 所					
	氏 名					

- 注 1 新連帯保証人の印は印鑑登録をしたものを押印し、印鑑登録証明書を添付すること。
 2 借受人の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第14号(第12条関係)

専門研修等計画書

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 (電話)
申請者(本人)住所

氏名 ㊟

次のとおり専門研修等の計画を届け出ます。

主たる研修先の 名称及び所在地	
研 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
研 修 内 容	

- 注 1 専門研修その他の研修を受ける公的医療機関等の開設者又は管理者の承諾書を添付すること。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十三号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(平成十二年佐賀県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第六条中「第八条第三項ただし書」を「第七条第三項ただし書」に改める。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とする。

様式第一号及び様式第二号中「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める。様式第五号中

配 置	氏名
従事者	住所

を

配 置	氏名	
従事者	住所	
身分証明書番号	発行年月日	

に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を白濁する場合には、押印を省略することができる。様式第九号を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十四号

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則の一部を

改正する規則

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則(昭和四十七年佐賀県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表の手数料の一の真菌検査の項中「二、五〇〇円」を「三、四五〇円」に改め、同表の手数料の一の動物試験の項中「一、五六〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表の手数料の一の殺菌効力試験の項中「九、〇五〇円」を「九、九四〇円」に改め、同表の手数料の一の殺虫効力試験の項中「九、〇五〇円」を「九、九四〇円」に改め、同表の手数料の一の食品検査の項中「二、七五〇円」を「二、九二〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、四五〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、九三〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表の手数料の一の環境衛生検査の項中

「水の大腸菌群定性(MMO-MUG 一件につき 三、〇三〇円 法を除く。)

「水の大腸菌群定性(MMO-MUG法) 一件につき 三、三八〇円」

「水の大腸菌定性 一件につき 三、〇三〇円」

「二、八三〇円」を「三、一五〇円」に、「一、九〇〇円」を「三、五三〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「三六、八六〇円」に改め、同表の手数料の二の水質検査の項中「五六〇円」を「九八〇円」に、「一、四五〇円」を「二、七八〇円」に、「二、三〇〇円」を「三、六九〇円」に、「三、七七〇円」を「六、五九〇円」に、「七、三〇〇円」を「一一、四八〇円」に、「九、三七〇円」を「一九、一六〇円」に、「一五、五七〇円」を「二一、三三〇円」に、

則をここに公布する。

<p>「二三、六五〇円」を「一八、四五〇円」に、</p> <p>「飲料水検査 プール水検査 水質基準に関する省令(平成四年厚生省令第六十九号)の表の一の項及び二の項を除く上欄に掲げる事項に関する調査</p> <p>一件につき 六、四〇〇円 一件につき 三、九〇〇円 一件につき 二〇一、四七〇円</p>	<p>を</p>
<p>「プール水検査 「一九、〇五〇円」を「二七、一五〇円」に、「二八、七五〇円」を「二二、五〇〇円」に改め、同表の手数料の二の温泉分析試験の項中「二二、九六〇円」を「二九、二四〇円」に、「六〇、二四〇円」を「八〇、〇三〇円」に改め、同表の手数料の二の食品検査の項中「七七〇円」を「一、八〇〇円」に、「五、七三〇円」を「六、六〇〇円」に、「一、四五〇円」を「二、七四〇円」に、「二、九二〇円」を「五、二五〇円」に、「五、八〇〇円」を「九、三八〇円」に、「九、九九〇円」を「一四、五五〇円」に、「一七、〇八〇円」を「二四、一五〇円」に、「三二、五八〇円」を「三七、八九〇円」に、「七、一二〇円」を「七、九〇〇円」に、「一四、一〇〇円」を「一五、二三〇円」に、「七、六一〇円」を「一〇、一四〇円」に、「一一、一一〇円」を「一八、三〇〇円」に、「一八、四五〇円」を「三一、四六〇円」に、「二四、四六〇円」を「三九、〇三〇円」に改め、同表の手数料の二の環境衛生検査の項中「六九〇円」を「二、七〇〇円」に、「七三〇円」を「一、四六〇円」に、「一、〇五〇円」を「二、三四〇円」に、「一、七八〇円」を「三、五〇〇円」に、「四、四八〇円」を「八、七六〇円」に、「一六、八〇〇円」を「二二、六七〇円」に、「一、六七〇円」を「一、七九〇円」に改め、同表の手数料の二の底質、廃棄物等の試験の項中「四、二三〇円」を「四、五一〇円」に、「五、七二〇円」を「七、一五〇円」に、「九、七五〇円」を「一三、一四〇円」に、「三三、四三〇円」を「三七、八九〇円」に、「四、〇七〇円」を「五、五七〇円」に改め、同表の手数料の三の微生物検査の項中「二、〇五〇円」を「四、〇三〇円」に、「二、三四〇円」を「六、三八〇円」に改め、同表の手数料の三の分析試験の項中「九一〇円」を「二、八八〇円」に、「二、四七〇円」を「三、五〇〇円」に、「三、三二〇円」を「六、七〇〇円」に、「一、四七〇円」を「四、〇三〇円」に、「二、七〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「四、〇七〇円」を「八、二八〇円」に、「二二、八〇〇円」を「一九、六〇〇円」に改め、同表の手数料の三の試験及び鑑定の項中「一、三九〇円」を「四、七八〇円」に、「一、四七〇円」を「五、〇〇〇円」に、「二、二二〇円」を「五、二九〇円」に、「二、七〇〇円」を「五、七五〇円」に、「二、九四〇円」を「七、八九〇円」に、「四、八六〇円」を「八、二三〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同表の使用料の項中「二二〇円」を「八〇円」に、「九一〇円」を「三六〇円」に、「一、四二〇円」を「五四〇円」に、「三九〇円」を「四九〇円」に改める。</p>	<p>「二、六七〇円」に、「一、六七〇円」を「一、七九〇円」に改め、同表の手数料の二の底質、廃棄物等の試験の項中「四、二三〇円」を「四、五一〇円」に、「五、七二〇円」を「七、一五〇円」に、「九、七五〇円」を「一三、一四〇円」に、「三三、四三〇円」を「三七、八九〇円」に、「四、〇七〇円」を「五、五七〇円」に改め、同表の手数料の三の微生物検査の項中「二、〇五〇円」を「四、〇三〇円」に、「二、三四〇円」を「六、三八〇円」に改め、同表の手数料の三の分析試験の項中「九一〇円」を「二、八八〇円」に、「二、四七〇円」を「三、五〇〇円」に、「三、三二〇円」を「六、七〇〇円」に、「一、四七〇円」を「四、〇三〇円」に、「二、七〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「四、〇七〇円」を「八、二八〇円」に、「二二、八〇〇円」を「一九、六〇〇円」に改め、同表の手数料の三の試験及び鑑定</p>

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第十五号

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県企業立地の促進に関する条例（平成十七年佐賀県条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 試験研究施設 製品の製造、技術の改良、考案若しくは発明に係る試験又は研究の用に供する施設をいう。

二 コンタクトセンター 電話、インターネット等を通じて、相談、案内、調査、受発注等のサービスに関する業務を集約的に行う施設をいう。

三 デジタルコンテンツ業 デジタル技術を活用して、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。）を制作する事業をいう。

四 研究開発支援検査分析業 製造業者、研究機関等が研究開発を行う際に必要とする支援業務（各種検査・分析、試料等の試作を受託に基づき提供する業務をいう。）を営む事業をいう。

五 ビジネス支援サービス業 インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、機械設計業、商品検査業、非破壊検査業及び研究開発支援検査分析業をいう。

六 投資額 対象施設の新設又は増設に伴い取得した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第三号に規定する家屋及び同条第四号に規定する償却資産の価額の総額をいう。

（対象事業）

第三条 条例第二条第一号の規則で定める事業は、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ビジネス支援サービス業及びコンタクトセンターを運営する事業とする。

（対象施設）

第四条 条例第二条第二号の規則で定める施設は、次の各号に掲げる区分に並び、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 製造業 工場及び試験研究施設

二 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業 事業の用に供する物流施設

三 ビジネス支援サービス業 事業の用に供する施設

四 コンタクトセンターを運営する事業 コンタクトセンターの用に供する施設

（特例対象者）

第五条 条例第四条の規則で定める要件は、佐賀県企業立地促進特区の指定期間内に県又は市町村と立地に係る協定（市町村との協定については、県の立会いの下に締結されたものに限る。）を締結し、その後二年以内に操業を開始した者で、対象施設における操業が十年以上継続することが見込まれ、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 製造業 対象施設に係る投資額が三億円以上であり、かつ、新規地元雇
用者（試験研究施設の研究員については、対象施設への配置転換により県
外から県内に転入する者を含む。以下この号及び第九条において同じ。）
が十人以上であること。ただし、対象施設の用地の拡張を伴わない既存の
敷地内での増設（知事が認める重点誘致産業への転換のための増設を除
く。）の場合は、対象施設に係る投資額が五十億円以上であり、かつ、新
規地元雇業者が五十人以上であること。

二 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業 対象施設に係る投資額
が三億円以上（保税蔵置場を新設する企業及び外資系企業（企業の発行済
株式総数若しくは出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出
資金額の割合が三分の一を超える企業をいう。）にあつては、一億円以上）
であり、かつ、新規地元雇業者が十人以上であること。

三 ビジネス支援サービス業 対象施設に係る投資額（償却資産の賃借に要する経費を含む。次号において同じ。）が三千万円以上であり、かつ、新規地元雇用者（対象施設への配置転換により県外から県内に転入をする者を含む。第九条において同じ。）が五人以上であること。

四 コンタクトセンターを運営する事業 対象施設に係る投資額が三千万円以上であり、かつ、新規地元雇用者が二十人以上であること。

（新規地元雇用者）

第六条 条例第二条第五号の規則で定める者は、対象施設に係る労働者として新たに雇用される常用労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七条第一項の労働者名簿に記載された者をいう。以下この号において同じ。）で、当該施設の運営業務の委託を受けた者が新たに雇用する常用労働者及び派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づき派遣元事業主から新たに派遣される常用労働者（県内の他の事務所又は事業所に派遣されていた者を除く。）をいう。）で、県内に住所を有するものとする。

（特区の申出等）

第七条 条例第三条第一項に規定する市町村長の申出は、佐賀県企業立地促進特区指定申出書（様式第一号）によって行うものとする。

2 知事は、条例第三条第一項の規定による指定は、企業の立地を促進するために市町村長が行う固定資産税等の課税免除措置、補助事業その他の施策を勘案して行うものとする。

（課税免除等の申請手続）

第八条 条例第四条、第五条及び第六条の規定による課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除等の申請期限までに、同表の下欄に掲げる課税免除等申請書を課税地を所管する県税事務所の長（以下

「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。

税目	課税免除等の申請期限	課税免除等申請書
事業税 不動産取得税	<p>法人にあっては地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第七十二条の二十五第一項、第二項（同条第六項及び法第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに同項において準用する法第七十二条の二十五第六項において準用する場合を含む。）、第三項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）、第四項（法第七十二条の二十五第七項及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに同項において準用する法第七十二条の二十五第六項において準用する場合を含む。）、第五十三條第一項の規定により申告書を提出すべき日</p>	<p>法人個人事業税の課税免除不均一課税申請書（様式第二号）</p> <p>不動産取得税の課税免除申請書（様式第三号）</p>

<p>固定資産 税</p>	
<p>法第七百四十五条第一項において準用する法第三百八十三条の規定により申告書を提出すべき日</p>	<p>合並びに同項において準用する法第七十二条の二十五第七項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十八第一項、第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一第一項又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県税条例第五十三条第一項の規定により申告書を提出すべき日</p>
<p>除不均一課税申請書 （様式第四号）</p>	<p>固定資産税の課税免除</p>

（大規模立地の要件）

第九条 条例第七条の規則で定める大規模立地の要件は、投資額が五百億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が二百人以上であることとする。

（課税免除等の措置）

第十条 県税事務所長は、第八条に規定する課税免除等申請書を受理したときは、審査のうえ処分を決定し、その旨を同条の規定により課税免除等申請書を提出した者に通知するものとする。

（規則で定める法令）

第十一条 条例第十二条第一号に規定する規則で定める公害防止に関する法令は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第一百五号）とする。

（補則）

第十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

佐賀県企業立地促進特区指定申出書

年 月 日

佐賀県知事 様

市町村長名 ㊟

佐賀県企業立地の促進に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり佐賀県企業立地促進特区の指定を申し出ます。

記

- 1 特区の指定を申し出る理由
- 2 立地を促進する産業の種類
- 3 指定期間における企業の立地件数、新規地元雇用者数の目標
- 4 立地企業に対する市町村税の減免措置の内容
- 5 立地企業に対する補助事業の内容

添付書類

- 1 市町村税の減免措置に関する条例、規則等の写し
- 2 補助事業の内容を示す書類（補助金交付要綱等）
- 3 企業誘致に係る市町村の計画、組織活動体制等を示す書類
- 4 工業団地、工場適地等企業が立地可能な土地の状況を示す書類
- 5 その他知事が必要とする書類

様式第2号(第8条関係)

法人 課税免除
個人 事業税の不均一課税 申請書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 所在地(個人にあつては、氏名)

名称及び代表者の氏名(個人にあつては、氏名)

㊟

この申請について応答する者

氏名

電話

佐賀県企業立地の促進に関する条例第4条の規定による事業税の(課税免除・不均一課税)を次のとおり申請します。

① 課税免除 又は不均一 課税の適用 を受けよう とする対象 施設	所在地		
	名称		
	佐賀県企業立地促進特区指定の日	年	月 日
	対象事業(内容)		
	県又は市町村との立地協定締結日	年	月 日
	操業等開始年月日	年	月 日
	新設又は増設の別	新設・増設	
② 新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第4条第3号及び第4号に規定する施設に限る。)の合計額		円	
③ 新設又は増設をした対象施設に係る新規地元雇用者数		人	
④ 課税免除又は不均一課税の別	(課税免除・不均一課税) 年目		
⑤ 課税免除 又は不均一 課税の適用 を受けよう とする事業 税	区分	法人	個人
	事業年度又は年	: : から	年
	申告又は決定の区分	確定・修正・更正	
	本県分の課税標準額	千円	千円
	免除等の対象となる課税標準額	千円	千円
免除又は減少する税額	円	円	

注 1 この申請書には、次の書類を添付してください。ただし、他の条例による課税免除又は不均一課税を受ける場合で当該申請書にこれらの書類を添付しているときは不要です。

- (1) 新設又は増設をした対象施設の取得価額等の明細書
- (2) 事業税課税免除額・不均一課税額明細書
- (3) 事業税課税免除・不均一課税の比率に関する調
- (4) 年次別売上高調
- (5) 従業者名簿
- (6) 建物各階の平面図、簡単な対象施設全体の平面見取図及び対象施設の新設又は増設に伴い取得した償却資産(設備)の配置見取図
- (7) 直近前1年間の営業報告書(株主総会提出のもの等)又は貸借対照表及び損益計算書
- (8) 事業所案内等パンフレット(作成していない場合は、不要です。)
- (9) 法人にあっては、法人税法施行規則別表16の(1)及び(2)の写し
個人にあっては、所得税の確定申告書に添付する収支内訳書の写し
- (10) 固定資産の明細となる書類及び償却資産の賃借に要した経費が対象となる場合は、その契約書、勘定元帳等の写し
- (11) その他県税事務所長が必要と認めた書類

2 1に掲げる書類のうち不動産取得税等の課税免除申請書に添付しているものは、この申請書に添付する必要がありません。

3 この申請書は、事業税の申告書の提出期限までに提出してください。

様式第3号(第8条関係)

不動産取得税の課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 所在地(個人にあつては、住所)
 名称及び代表者の氏名(個人にあつては、氏名) ㊞

この申請について応答する者

氏 名
 電 話

佐賀県企業立地の促進に関する条例第5条の規定による不動産取得税の課税免除を次のとおり申請します。

① 課税免除の適用を受けようとする対象施設	所在地名									
	佐賀県企業立地促進特区指定の日	年 月 日								
	対象事業(内容)									
	県又は市町村との立地協定締結日	年 月 日								
	操業等開始年月日	年 月 日								
	新設又は増設の別事業年度又は年	新設・増設 ・ ・ から ・ ・ まで								
② 新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第4条第3号及び第4号に規定する施設に限る。)の合計額		円								
③ 新設又は増設をした対象施設に係る新規地元雇用者数		人								
④ 工場用の建物内における生産工程と密接不可分な生産工程を組成する屋外の工業生産設備及び法令の規定により設置が義務付けられている構築物	設備等の名称	敷地面積	着手年月日	取得年月日						
		m ²	・ ・	・ ・						
			・ ・	・ ・						
	計		・ ・	・ ・						
⑤ 土地	所在地番	地目	地積	取得年月日	固定資産課税台帳登録価額	課税標準額	税率	税額		
			m ²	・ ・	円	千円	/100	円		
				・ ・						
				・ ・						
	計									
⑥ 取得した土地のうち課税免除の適用を受けようとする土地	地積(イ)	1m ² 当たり価額(ロ)	課税標準額(イ)×(ロ)	税率	税額					
	m ²	円	千円	/100	円					
⑦ 家屋	種類(用途)	構造	建床積	延床積	着手年月日	取得年月日	取得価額	課税標準額	税率	税額
			m ²	m ²	・ ・	・ ・	千円	千円	/100	円
					・ ・	・ ・				
	計				・ ・	・ ・				